

広島県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市御調町貝ヶ原字貞広三三五番一地从先から 尾道市御調町大田字原積田一〇番一地从先まで	旧	九・一〇〇〇四	一、一二二・六〇	
尾道市御調町貝ヶ原字貞広三三五番一地从先から 尾道市御調町大田字原積田一〇番一地从先まで	新	〇・〇〇〇	一、一二二・六〇	一部一般国道 一八四号と重 複 ダブルウェイ
尾道市御調町貝ヶ原字川田一六番一地从先から 尾道市御調町大田字原積田一〇番一地从先まで	新	二七・〇〇〇〇四 六・四〇〇	六八一・〇〇	